

令和 8 年第 1 回臨時会

河津町議会会議録

令和 8 年 1 月 16 日 開会

令和 8 年 1 月 16 日 閉会

河津町議会

令和8年河津町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月16日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○閉会の宣告	34
○署名議員	37
○議案等審議結果一覧	39

第 1 日

1 月 16 日（金曜日）

令和8年河津町議会第1回臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和8年1月16日（金曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 河津町立認定こども園条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 河津町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第10 議案第 8号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第 9号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第10号 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第11号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）

出席議員（9名）

- | | | | |
|-----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 福 沢 宏 幸 君 | 2番 | 正 木 誠 司 君 |
| 3番 | 北 島 正 男 君 | 4番 | 桑 原 猛 君 |
| 5番 | 渡 邊 昌 昭 君 | 6番 | 遠 藤 嘉 規 君 |
| 7番 | 上 村 和 正 君 | 9番 | 稲 葉 静 君 |
| 10番 | 宮 崎 啓 次 君 | | |

欠席議員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	大 川 良 樹 君	教 育 長	鈴 木 弘 光 君
総 務 課 長	川 尻 一 仁 君	企 画 調 整 課 長 電 算 係 長	稲 葉 純 君
町 民 生 活 課 長	鈴 木 亜 弥 君	健 康 増 進 課 長	平 川 直 也 君
福 祉 介 護 課 長	中 村 邦 彦 君	産 業 振 興 課 長	稲 葉 吉 一 君
建 設 課 長 管 理 係 長	相 馬 圭 吾 君	防 災 課 長	友 田 佳 伸 君
水 道 温 泉 課 長	飯 田 吉 光 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	土 屋 勉 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	土 屋 典 子 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 本 博 雄 書 記 土 屋 翔

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○副議長（桑原 猛君） 皆さん、こんにちは。

渡邊議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の本職が議長の職務を行いますのでよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は9名です。欠席議員は1名で、定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○副議長（桑原 猛君） これより令和8年第1回町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（桑原 猛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりです。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（桑原 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

6番、遠藤嘉規議員、7番、上村和正議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○副議長（桑原 猛君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第3、議案第1号 河津町立認定こども園条例を廃止する条例
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第1号 河津町立認定こども園条例を廃止する条例について。

河津町立認定こども園条例（令和7年河津町条例第21号）を廃止する条例を別紙のとおり
制定する。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第1号 河津町立認定こども園条例を廃止す
る条例について説明させていただきます。

提案理由でございます。

令和8年4月1日の認定こども園の開園が困難となったためでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町立認定こども園条例を廃止する条例。

河津町立認定こども園条例（令和7年河津町条例第21号）は、廃止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第1号 河津町立認定こども園条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第4、議案第2号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第2号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第2号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、月例給、期末・勤勉手当の支給割合及び各種手当が変更となったことに伴い、条例の対応箇所を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料で説明をさせていただきたいと思っております。

定例会資料の1ページをお願いしたいと思います。

議案第2号関係資料でございます。

2の改正の内容といったところをご覧ください。

第1条関係で、令和7年4月1日から適用するものを掲載してございます。

(1)としまして、給料表でございます。

国家公務員の俸給表に準じ、初任給の引上げ及び若年層に重点を置きつつ、その他の職員も対象に給料表を引き上げる改定を行ってございます。大卒の初任給で1万2,000円、高卒の初任給を1万2,200円引き上げてございます。平均の改定率でございますが、1級が5.2%、2級が4.2%、3級が3.4%、4級が2.9%、5級・6級が2.8%となっております。

(2)特別給（ボーナス）でございます。

0.05月分を引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分を行います。一般職にあっては、年間4.6月分を4.65月分とするものでございます。12月期のほうに0.025月分の期末手当、勤勉手当に追加をしてございます。年間としまして4.65月分とするものでございます。

次に、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員でございます。

こちらにつきましては、年間2.4月分を2.45月分に変更するものでございます。こちらも先ほどと同様、12月期に均等に配分を行います。12月期に0.025月分、期末手当、勤勉手当に追加をし2.45月分とするものでございます。

次に、宿日直手当でございます。

宿日直手当の上限を4,700円に引き上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条関係でございます。こちらは令和8年4月1日から施行するものでございます。

特別給（ボーナス）でございます。

6月期と12月期に均等に配分を行います。職員にあっては、期末手当が1.2625月、それから勤勉手当が1.0625月、年間を通しまして4.65月とするものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、期末手当を0.7125月、勤勉手当0.5125月を6月、12月に支給し、年間を2.45月にするものでございます。

次に、(2)でございます。通勤手当でございます。

通勤手当の支給区分と額を国家公務員と同様とするものでございます。

次の3ページから22ページまでに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきまして、議案の最終ページのほうをご覧くださいと思います。

附則です。

施行期日等です。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の河津町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第17条第1項、第18条の2第2項及び第20条第2項の規定、別表第1及び別表第2は、令和7年4月1日から適用する。

給与の内払、第3項、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河津町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番、正木誠司議員。

○2番（正木誠司君） すみません、一点確認させてください。

今回、一般職及び定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員ともに、0.05か月ですか、そちらの分が上がる形になったと思います。例えば、この特別給ですね、こちらのほうに関して、もともとが一般職が4.6、定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員は2.4という形で、同じ月数が上がるということは、それぞれのちょっと上昇率というのが変わってくると思うんですけども、これはあくまで、国のほうの決めた基準どおりで間違いはないということによろしいでしょうか。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） そこは再度の確認をさせてもらいまして、この率でよろしいという形の意見をもらいましたので大丈夫でございます。前回当たりは、やっぱりこの率というか、一般職と定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員の上がり方というのは違ったんですが、今回の改正、人事院の勧告を見ますと、上がる率は変わらないということでございますので、この率で改正をさせてもらいたいと思います。

○2番（正木誠司君） はい、分かりました。

以上です。

○副議長（桑原 猛君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第2号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第5、議案第3号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第3号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第3号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

一般職の職員の特別給の改定に準じて、特別職の特別給の年間支給割合を職員と同様まで引き上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料で説明をさせていただきたいと思っております。

定例会資料の23ページをお開き願いたいと思っております。

議案第3号関係資料でございます。

2の改正の内容といったところでございます。

まず、第1条としまして、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用されるものでございます。

こちらにあっては、年間4.60月分を4.65月分、0.05月分引き上げます。その引き上げた分につきましては、12月のほうに加え、12月の支給が2.30に0.05月を加えるものでございます。年間を通しまして4.65月とするものでございます。

第2条関係、令和8年4月1日からの施行の分のものでございます。

6月期と12月期に均等に配分を行います。6月期、12月期とも期末手当を2.325月、年間を通しまして4.65月とするものでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。議案のほうにお戻りください。

附則。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

期末手当の内払、第3項、第1条の規定による改正前の河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第3号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第6、議案第4号 河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第4号 河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の全部を改正する条例について。

河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下の詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第4号 河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の全部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

河津町立認定こども園の開設に向け準備を進めてまいりましたが、法律の解釈の確認を実施しないまま事務の執行を行い、結果、開園に至ることができなかったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特別職の給与の減額に関する条例。

河津町特別職の給与の減額に関する条例（平成31年河津町条例第1号）の全部を改正する。

河津町の職員のうち、町長、副町長及び教育長にあつては、令和8年2月1日から同年3月31日までの間における給料月額、河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）第2条から第4条までの規定にかかわらず、同条例第2条から第4条までに規定する額から100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。

附則。

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

北島正男議員。

○3番（北島正男君） 第4号の書面にある、法律の解釈の確認というのをご説明いただければと思います。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） 法律の解釈の確認というのは、町のほうから県を通しまして、国に対しまして幼保連携型認定こども園、これについての分園方式、その分園方式の分園の委託についての有無、できるかできないかということをお伺いしたものでございますが、その確認をせずに、分園を委託できるという形で押し進めたという内容でございます。

○副議長（桑原 猛君） 北島正男議員。

○3番（北島正男君） すみません。だから、そういう法律があるということなんですか。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） 法律の記載についてはございませんが、ガイドラインの中の運用の中で、そういったことを問い合わせた中で、そのことにつきましては、法的な表記はないもののガイドラインとしては適さないということで、回答を国のほうから得たものでございます。

○副議長（桑原 猛君） 3番、北島正男議員。

○3番（北島正男君） この場で個人的なことを言うてはいけないのは百も承知で思っているんですけども、この件に関しては議会からの要望書も町長宛てに出して、そのままのメンバーで、そのまま積極的に業務を行い、来年早い時期、来年の春にはちゃんとした形で、さらにもっといい形で実施できるようにお願いしますという要望書もしました。

その中には、懲戒みたいなことは書いておりませんが、こないだの保護者説明会でもみんな同情的な話があったし、新聞紙上では、こども家庭庁の謝罪もあったわけですから、この減給という処分は、職員の職務規定に合った形でちゃんとやっているのか、減給処分というのは非常に重いと思うんですけども、これは訓戒始末書ぐらいにするべきだったんじゃないですか。

ここで減給に3名の方がするという事は、いわゆるこれから積極的にこのサテライト型の認定こども園を進めていくに当たって、モチベーションも下がるんじゃないかと懸念するんですけども、その辺の決定に至ったプロセスみたいなのがあれば、ご説明いただければと思います。

○副議長（桑原 猛君） 町長。

○町長（大川良樹君） 以前の議員説明会でも、しっかりと一応説明をさせていただいたと思うんですが、やはり町の取った行動ということが拙速であったことは間違いないと思うんです。やっぱりしっかりと国にその時点での確認を怠っておりますので、やはりこれを無駄にすることではなくて、やはりこれから先もいろいろな面で、そういう解釈の問題とかいろいろ出る可能性もあります。

やっぱりスピード感を持った中で、そういうお尻が決められていた中で、期限が決められていた中で進めてきたことなんで、本当にその部分というのは、プロセスもあるんですけども、やはり進めてきてくれた職員等には、特に減給とか、そういったこともしておりませんし、やはり公務の意味で、責任あるものがそこら辺はやっぱり責任を負うというすべないと、組織として成り立ちませんので、その点はご了承いただければと思います。

○副議長（桑原 猛君） 3番、北島正男議員。

○3番（北島正男君） そういう経緯を得て結果が出ているということの説明かと思います。それは了解だし、ここまでも詰めた話なんで変わらないかもしれませんが、ごめんなさい、これは普通の企業人であれば非常に痛い処罰であって、何かこれについてちょっと調べたりしましたが、会社を辞めてしまったり、そういうふうになっていく懸念があるから、こういうものは非常に注意して決めていくべきだというように大体書いてあります。

決まったことはいいと思いますけれども、違う面でこのメンバーが、いわゆるモチベーションが下がらないで、来春に向けてやっていけるように、皆さんでフォローしていただければと思いますし、特に現場で頑張った人が、余計にね、現場の人が処分くらわないで上の人がくろうというのは、ここの人はやりにくいわけですよ。だから、そこは町長以下、総務課長も全部、教育長もフォローしていただければと思います。いい形で来春迎えられればいいと思いますのでよろしくお願いします。

○副議長（桑原 猛君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第4号 河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第7、議案第5号 河津町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第5号 河津町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、議案第5号 河津町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、七滝駐車場の有料化に伴いまして、県施設の無償譲与取得を受け、当該駐車場を町の観光施設として位置づけ、適切な管理運営を行うため、条例の対応箇所を改正するものです。合わせて、その他、字句の修正を行っております。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

河津町観光施設の設置及び管理に関する条例（平成13年河津町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「七滝観光センター」を「七滝駐車場」に、「河津町梨本379番地13」を「河津町梨本379番地16」に改める。

第3条第1項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる事項の」に改め、同項第2号中「無い」を「ない」に、「並びに」を「、」に改める。

第4条第2項中「手続きその他」を「手続その他」に、「平成17年条例第12号」を「平成17年河津町条例第12号」に改める。

第5条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第6条ただし書中「この限りではない。」を「この限りでない。」に改める。

第9条中「損傷し」の次に「、」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、臨時会資料26ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、参考としてください。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第5号 河津町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第8、議案第6号 河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第6号 河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例について。

河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を別紙のとおり改正

する。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） 議案第6号 河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例について、提案理由を説明させていただきます。

水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準につきまして、これまでは別に規定しておりましたが、給与の種類や基準は一般職の内容と相違がないことと、今後の法令改正などへの対応を防ぐため、河津町職員の給与に関する条例及び河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の例によることに改正するためものでございます。

次のページをおめくりください。

条例第 号。

河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例。

河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年河津町条例第13号の2）の全部を改正する。

目的。

第1条では、公営企業法第38条第4項の規定で、給与の種類及び基準は、条例で定めるとされておりますので、それに基づき水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的としております。

給与の種類及び基準。

第2条で、常時勤務を要する常勤職員と、現在対象者はありませんが、地方公務員法第22条の4第1項で規定されている短時間勤務職員の給与の種類及び基準は、町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとするもの。

第2項で、対象はおりませんが、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類や基準を、町条例の適用を受ける職員の例によることとするもの。

第3項は、職員の特殊勤務手当については、別に規程で定めることとするものです。

委任。

第3条では、必要な事項は、町長が別に定めることとするものです。

附則。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

河津町職員の定年等に関する条例の一部改正。

第2項、河津町職員の定年等に関する条例（昭和59年河津町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年河津町条例第13号の2）第4条に規定する管理職員手当の支給を受ける職員の職」を削る。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第6号 河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第9、議案第7号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第7号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定について。

河津町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第7号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、令和3年度に策定した「河津町過疎地域持続的発展計画」の計画期間が令和7年度末で終了するため、引き続き、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする「河津町過疎地域持続的発展計画」を定め、この計画について議会の議決を求めるものでございます。

この内容につきまして、別冊としまして、河津町過疎地域持続的発展計画の案ということで、令和8年度から令和12年度の案をつけてございます。まとめた資料が資料として資料編の27ページのほうに掲載をさせていただきますので、27ページのほうをご覧いただきたいと思います。

議案第7号、関係資料でございます。

まず、趣旨でございます。

河津町は、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域に指定をされました。この指定を受け、令和3年9月に「河津町過疎地域持続的発展計画」を策定し、同法に基づく支援措置を受け地域の持続的な発展を目指して様々な取組を進めてきているところでございます。

現行の「河津町過疎地域持続的発展計画」が令和8年3月をもって期間終了を迎えることから、今後の5か年を計画期間として新たに「河津町過疎地域持続的発展計画（令和8年度

から令和12年度)」を定めるものでございます。

2の計画期間でございます。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年でございます。

3の計画策定の経過でございます。

令和8年10月31日から県と協議を行いまして、県との協議が12月2日に終了いたしました。県からは計画（案）に異議なしとの意見をいただいております。こちらの意見をいただいた資料につきましては、一番最後の30ページのところに資料として添付をしておりますので、後ほどご確認を願えればというふうに思います。

次に、4、計画の内容でございます。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に規定された項目に合わせたものとなっております。

第1としまして、持続的発展に関する基本的な事項でございます。

(1)に河津町の概況、(2)に人口及び産業の推移と動向、(3)に行財政の状況、(4)に地域の持続的発展の基本方針、(5)に地域の持続的発展の基本目標、(6)に計画の達成状況の評価、(7)に計画期間、次のページのほうでございますが、(8)でございます。公共施設等総合管理計画との整合についての記載をしております。

ちょっと前のほうに戻ってもらいますが、計画の(4)のところで説明をしました地域の持続的発展の基本方針では、基本方針を1から6まで記しております。町の最上位計画である総合計画の基本目標の「住みたい・来たいまち河津」の実現に向け、持続的な地域づくりを進めるとしてございます。

(5)の地域の持続的発展の基本目標も、総合計画と同様としてございます。(6)の計画の達成状況の評価も、総合計画に沿って実施するものとしてございます。

次のページのほうにございますが、(8)の公共施設等総合管理計画との整合性については、将来にわたり町の健全な財政の運営を堅持しつつ、持続可能な行財政運営を前提としてございます。

引き続き、28ページのほうの説明を進めさせていただきます。

第2としまして、過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項でございます。こちらについては12の項目について記載をしております。計画案については事業ごとに事業の問題点、その対策をまとめた中で計画に記した事業をこちらのほうに記載してございます。

(1)としまして、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の項目でございますが、こちらにつきましては、移住・定住促進事業、空き家バンクの推進事業、ふじのくにフロンティア推進事業等、11の事業についての記載をしてございます。

(2)産業の振興についてでございますが、こちらにつきましては、農業農村整備事業、鳥獣害対策事業等、21の事業についての記載をしてございます。

(3)地域における情報化についてでございます。こちらにつきましては、地域情報通信基盤整備事業、防災施設整備事業、電算事業の3つの事業を記載してございます。

(4)交通施設の整備、交通手段の確保については、道路改良事業、道路維持事業等、8つの事業についての記載をしてございます。

(5)生活環境の整備については、水道事業、エコクリーンセンター東河ごみ処理対策整備事業等、15の事業についての記載をしてございます。

(6)子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、認定こども園整備事業、保健福祉センター長寿命化事業等、9つの事業についての記載をしてございます。

(7)医療の確保についてでございます。こちらにつきましては、一部事務組合下田メディカルセンターの特別負担金、公的病院等運営費補助事業の2事業を記載してございます。

(8)教育の振興につきましては、小中学校長寿命化事業、小中学校施設改修事業、小中一貫校整備事業等、12の事業についての記載をしてございます。

それでは、次のページのほうでございます。

(9)集落の整備についてでございます。集落支援員事業、都市と農村交流事業の2つの事業についての記載をしてございます。

(10)地域文化の振興等については、河津町史編さん事業、有形・無形重要文化財等保護事業の2事業を記載してございます。

(11)の再生可能エネルギーの利用の推進については、新エネルギー活用推進事業、太陽光発電システム設置補助事業の2事業を記載してございます。

(12)のその他地域の持続的発展に関し必要な事項については、ICT教育推進事業、地方創生推進事業を記載してございます。

5、今後の対応といったところでございますが、本定例会において議会の議決をいただきましたら、国のほうへ提出をし、町としてはこのような形ができたといった形を行うものがございます。

先ほど言いました、次のページ、30ページのほうには、先ほども言いましたとおり、県との協議により、協議結果として変更について異議なしとの回答をいただいた資料をつけてございますので、参考にしていただければと思います。

計画については、各種事業をそれぞれ盛り込んだ中でという形になっております。雑駁な説明でしたが、議案第7号 河津町過疎地域持続的発展計画についての説明は終わらせていただきます。

全ての事業をやるわけではなく、多くの事業をこちらのほうに盛り込んだ計画となっております。よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） これは印刷のミスかもしれないんですけども、27ページの3番、計画策定の経過は令和7年じゃないのかなと思いますけれども、これはいかがでしょうか。

それから、28ページの(4)の⑦地域公共交事業ってこれ何のことなのかなということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） すみません。資料の訂正をしてもらいたと思います。まず初めに、関係資料の(3)の計画策定の経過につきましては、これは令和7年10月31日から12月31日ということで、訂正のほうをしていただければと思います。

それから、28ページの(4)の⑦、地域公共交事業、これは地域公共交事業ではなくて、「交通」の「通」が抜けていますので、すみません。そちらのほうも訂正をしていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○副議長（桑原 猛君） そのほか質疑ございませんか。

6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 基本的に先ほど説明、議員説明の中でお話があって、こちらの資料に書いてある項目については多種多様に並べていて、可能性を広げてある部分なので、やるやらないというのとはまた別問題ですよということで説明をいただいたんですけども、資料のほうなんで、直接どうということはないかもしれないですが、28ページの(2)の17番の食用バラ試験栽培事業って、これ事実上もう進む予定があるんですかね。これからまだまだ機

会を見て、場合によっては取り組んでいくような案件なんでしょうか。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） これは、やるとかやらないとか、ほとんど進めるかどうか分からないです。ただ、先ほど言ったとおり、計画は広く載つけるという形の中で載つけておるだけなものですから、今後展開というのは、ちょっと私たちもまだ見えないところがございますが、今後の動向によっては生かすかもしれないという形の中で、載つけている形にさせてもらっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番（遠藤嘉規君） はい、了解しました。

○副議長（桑原 猛君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第7号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

14時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○副議長（桑原 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第10、議案第8号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第8号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,563万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,443万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第8号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第5号）を説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

令和7年、人事院勧告による条例改正に合わせ、現在の所属する職員給、各種手当の補正を行ってございます。また、物価高対応子育て応援手当支給事業、それから町税等、還付事業の追加も今回行わせてもらっております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金1,366万8,000円、2項国庫補助金、同額でございます。

19款繰越金3,197万1,000円、1項繰越金、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費55万9,000円、1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費870万7,000円、1 項総務管理費154万5,000円、2 項徴税費573万円、3 項戸籍
住民基本台帳費143万2,000円。

3 款民生費1,857万3,000円、1 項社会福祉費388万円、2 項児童福祉費1,469万3,000円。

4 款衛生費627万9,000円、1 項保健衛生費、同額でございます。

5 款農林水産業費217万8,000円、1 項農業費、同額でございます。

6 款商工費173万円、1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費226万4,000円、1 項土木管理費97万5,000円、2 項道路橋梁費128万9,000円。

9 款教育費534万9,000円、1 項教育総務費116万3,000円、2 項小学校費103万1,000円、3
項中学校費33万6,000円、4 項幼稚園費153万1,000円、5 項社会教育費100万8,000円、6 項
保健体育費28万円。

歳出合計4,563万9,000円。

○副議長（桑原 猛君） 総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着座にてお願いいたします。

○総務課長（川尻一仁君） はい、ありがとうございます。

次の3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。款、項、目、補正額、主な事業で説明をさせてい
ただきたいと思えます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金1,366万8,000円、こちらにあっては、
物価高対応子育て応援手当の補助金でございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金3,197万1,000円、こちらについては、繰越金でございま
す。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明をさせていただきます。

なお、職員の関係につきましては、人数のみの報告といった形でさせていただきたいと思
います。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費55万9,000円、こちらは、職員 2 名に対応するものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費130万8,000円、こちらは、町長、副町長を含む職員30名に対応するものでございます。

7 目企画費23万7,000円、会計年度任用職員 1 名に対応するものでございます。

計154万5,000円。

次のページをお願いいたします。

2 項徴税费 1 目税務総務費573万円、1 節報酬から共済費までにつきましては、職員 7 名分、会計年度任用職員 1 名分に対応するものでございます。こちら22節の償還金、利子及び割引料35万円、こちらが町税等の還付金を追加をするものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費143万2,000円、職員 5 名分に、それから会計年度任用職員 1 名分に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費143万7,000円、職員 4 名、会計年度任用職員 2 名に対応するものでございます。

2 目老人福祉費114万5,000円、職員 4 名に対応するものでございます。

4 目国民年金費、こちらは、職員 1 名に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 目国民健康保険費34万9,000円、職員 1 名に対応するものでございます。

6 目介護保険費41万円、介護保険の特別会計で支出する職員の給与等の部分を繰り出すものでございます。

7 目後期高齢者医療費23万3,000円、職員 1 名に対応するものでございます。

計388万円。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費102万5,000円、会計年度任用職員 4 名に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 目物価高対応子育て応援手当支給事業1,366万8,000円、こちらにつきましては、物価高対応子育て応援手当の支給事業に必要な費用でございます。対象児を650名として算定をした費用となっております。

計1,469万3,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費627万9,000円、職員6名、会計年度任用職員1名に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費25万円、職員1名分でございます。

2目農業総務費155万8,000円、職員5名、会計年度任用職員1名に対応するものでございます。

3目農業振興費2万円、会計年度任用職員1名分でございます。

4目農業施設費35万円、職員1名に対応するものでございます。

計217万8,000円。

次のページをお願いいたします。

6款商工費 1項商工費 1目商工総務費173万円、職員4名に対応するものでございます。

7款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費97万5,000円、職員4名に対応するものでございます。

2項道路橋梁費 2目道路新設改良費128万9,000円、職員4名に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款教育費 1項教育総務費 2目事務局費58万9,000円、職員5名に対応するものでございます。

3目学校教育振興費21万4,000円、会計年度任用職員2名に対応するものでございます。

4目学校管理費36万円、会計年度任用職員2名分に対応するものでございます。

計116万3,000円。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費 1目小学校管理費103万1,000円、会計年度任用職員8名に対応するものでございます。

3項中学校費 1目中学校管理費33万6,000円、会計年度任用職員4名に対応するものでございます。

4項幼稚園費 1目幼稚園費153万1,000円、職員7名、会計年度任用職員8名に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費 1目社会教育総務費72万円、職員2名に対応するものでございます。

2目文化財保護費28万8,000円、会計年度任用職員2名に対応するものでございます。

6項保健体育費3目学校給食費28万円、職員1名に対応するものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第8号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第11、議案第9号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第9号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,812万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第9号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

提案理由につきましては、職員給与の改定に伴います給与の増とその財源更正でございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額で説明させていただきます。

3款国庫支出金11万8,000円、2項国庫補助金、同額でございます。

5款県支出金5万9,000円、2項県補助金、同額でございます。

6款繰入金41万円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

9款繰越金7万2,000円、1項繰越金7万2,000円。

歳入合計65万9,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1款総務費35万1,000円、1項総務管理費17万8,000円、3項介護認定審査会費17万3,000円。

4款地域支援事業費30万8,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、同額でございます。

歳出合計65万9,000円。

次ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括については省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いいたします。

5ページの2、歳入でございます。款、項、目、節で説明とさせていただきます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）11万8,000円、1 節現年度分11万8,000円、その他地域支援事業費の交付金でございます。

5 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）5万9,000円、1 節現年度分5万9,000円、その他地域支援事業費の交付金でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目その他一般会計繰入金35万1,000円、1 節事務費等繰入金35万1,000円、事務費等の繰入金です。

5 目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業）5万9,000円、1 節現年度分5万9,000円、その他地域支援事業の繰入金です。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金7万2,000円、1 節繰越金7万2,000円、繰越金でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出です。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費17万8,000円、1 節報酬11万1,000円、3 節職員手当等5万1,000円、4 節共済費1万6,000円、会計年度職員の方でございます。

続いて、1 款総務費 3 項介護認定審査会費 2 目認定調査等費17万3,000円、1 節報酬10万8,000円、会計年度職員1名分です。3 節職員手当等5万円、4 節共済費1万5,000円、会計年度職員1名分でございます。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的・継続的ケアマネジメント事業費30万8,000円、2 節給料12万1,000円、一般職員の給与の増でございます。3 節職員手当等9万1,000円、4 節共済費9万6,000円、これも給与増に伴うものでございます。

合計で30万8,000円でございます。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第9号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第12、議案第10号 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第10号 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第3号）。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） 議案第10号の説明をさせていただきます。

議案第10号 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出です。

第1款水道事業費△174万6,000円、第1項営業費用△174万6,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第8条第1号の職員給与費の額3,013万3,000円を2,838万7,000円に改める。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

提案理由は、一般会計と同様の給与改定と職員異動に伴う更正でございます。

次のページ、河津町水道事業会計予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いします。

令和7年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出、支出です。款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

1款水道事業費△174万6,000円、1項営業費用、同額です。4目総係費、同額です。1節給料△116万8,000円、給与改定及び職員異動に伴う更正です。6節法定福利費△57万8,000円、共済組合負担金で上記に関連する補正となります。

説明は以上でございます。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第10号 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（桑原 猛君） 日程第13、議案第11号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大川良樹君） 議案第11号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○副議長（桑原 猛君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） 議案第11号の説明をさせていただきます。

議案第11号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出です。

第1款温泉事業費54万8,000円、第1項営業費用54万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第7条第1号の職員給与費の額2,209万9,000円を2,264万7,000円に改める。

令和8年1月16日提出。

河津町長、大川良樹。

提案理由は、給与改定及び賞与額整理の更正補正するものでございます。

次のページ、河津町温泉事業会計予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いします。

令和7年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出、支出です。款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

1款温泉事業費54万8,000円、1項営業費用、同額です。4目総係費、同額です。1節給料40万3,000円と2節手当15万9,000円は、給与改定に伴う更正で、6節法定福利費△1万4,000円、共済組合負担金は上記のほか、所要額整理によるものでございます。

説明は以上です。

○副議長（桑原 猛君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第11号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（桑原 猛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○副議長（桑原 猛君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

副 議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和 8 年第 1 回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第 1 号	河津町立認定こども園条例を廃止する条例について	8. 1. 16	原案可決
議案第 2 号	河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 3 号	河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 4 号	河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の全部を改正する条例について	〃	〃
議案第 5 号	河津町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 6 号	河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例について	〃	〃
議案第 7 号	河津町過疎地域持続的発展計画の策定について	〃	〃
議案第 8 号	令和 7 年度河津町一般会計補正予算（第 5 号）	〃	〃
議案第 9 号	令和 7 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃	〃
議案第 10 号	令和 7 年度河津町水道事業会計補正予算（第 3 号）	〃	〃
議案第 11 号	令和 7 年度河津町温泉事業会計補正予算（第 2 号）	〃	〃